平成２５年（フ）第３０８６号
大阪市浪速区敷津西１丁目２番３号、前住所大阪市阿倍野区昭和町３丁目３番26号
債務者　江村　太一
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３８８号
大阪市西淀川区野里１丁目22番４号　203号室
債務者　武本こと　宮本　宜子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井坂和香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１４号
宮崎市吉村町江田原甲311番地６　ヴァン・ヴェール檍301号、前住所宮崎市橘通東３丁目３番18号
債務者　落合　英子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５８５号
大阪府守口市南寺方北通１丁目13番８号、前住所大阪府守口市南寺方東通６丁目11番22号
債務者　大野　信行
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高瀬　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３８６号
愛知県愛西市北河田町郷前676番地
債務者　鈴商設備こと　鈴木　順二
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　弦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６２１号
大阪府豊中市箕輪２丁目12番19―402号
債務者　米田　和男
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉田　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５号
沖縄県那覇市泊３丁目16番地の７　ライオンズマンション泊３丁目202、住民票上の住所沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆406番地
債務者　結城　　宏
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横江　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２４１号
岐阜県可児市矢戸1401番地10、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市下米田町小山672番地
債務者　三宅なみゑ
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３５９３号
滋賀県草津市西渋川１丁目15番６号
債務者　森田　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　晃弘
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４６１号
北九州市小倉南区若園２丁目１番50―216号
債務者　川上　翔悟
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５１３号
熊本市北区武蔵ケ丘１丁目６番26号　武蔵ヶ丘アパートＢ棟102号
債務者　冨永留美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０３号
青森県弘前市大字高崎１丁目５番地２
債務者　花岡　　慈
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１４６号
青森市久須志１丁目５番６号　コーポらんたん305号
債務者　五十嵐琢美
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
青森県むつ市大字田名部字北椛山14番地１
債務者　木本　博美
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
青森市幸畑５丁目11番１号　市営住宅幸畑第５団地４－７
債務者　山中　美幸
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
青森県つがる市車力町屏風山１番地1081
債務者　其田　克仁
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
青森県五所川原市みどり町３丁目143番地
債務者　乗田　浩治
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係